



平川市教育振興計画

平成29～33年度



平川市教育委員会

平成29年3月

目 次

1	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
2	平川市の教育施策の方針	・ ・ ・ ・ ・	2
3	第2次平川市長期総合プラン 前期基本計画との関係図	・ ・ ・ ・ ・	3
4	政策・施策体系	・ ・ ・ ・ ・	4
5	各政策・施策	・ ・ ・ ・ ・	5



1

はじめに

1 趣旨

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定を受けて、平川市教育委員会が、本市の教育の振興に関する政策・施策について、中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにし、本市の教育の基本理念や教育の目指すべき方向を示すために策定するものです。

※教育基本法（抄）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本市では市政運営の基本方針である第2次平川市長期総合プランが平成29年3月に策定されました。

基本構想では、市の将来像〔平川市が目指す理想のまち〕を
「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」
とし、その実現に向け各分野別に基本政策を設定しております。

平川市教育委員会では、第2次平川市長期総合プラン前期基本計画の教育関連部分を、教育に関する分野別計画として位置づけ「平川市教育振興計画」とし、基本目標「魅力あるひとづくり」の実現に向け、基本政策「健やかなひとづくり」「こころ豊かなひとづくり」を推進します。

2 計画の期間

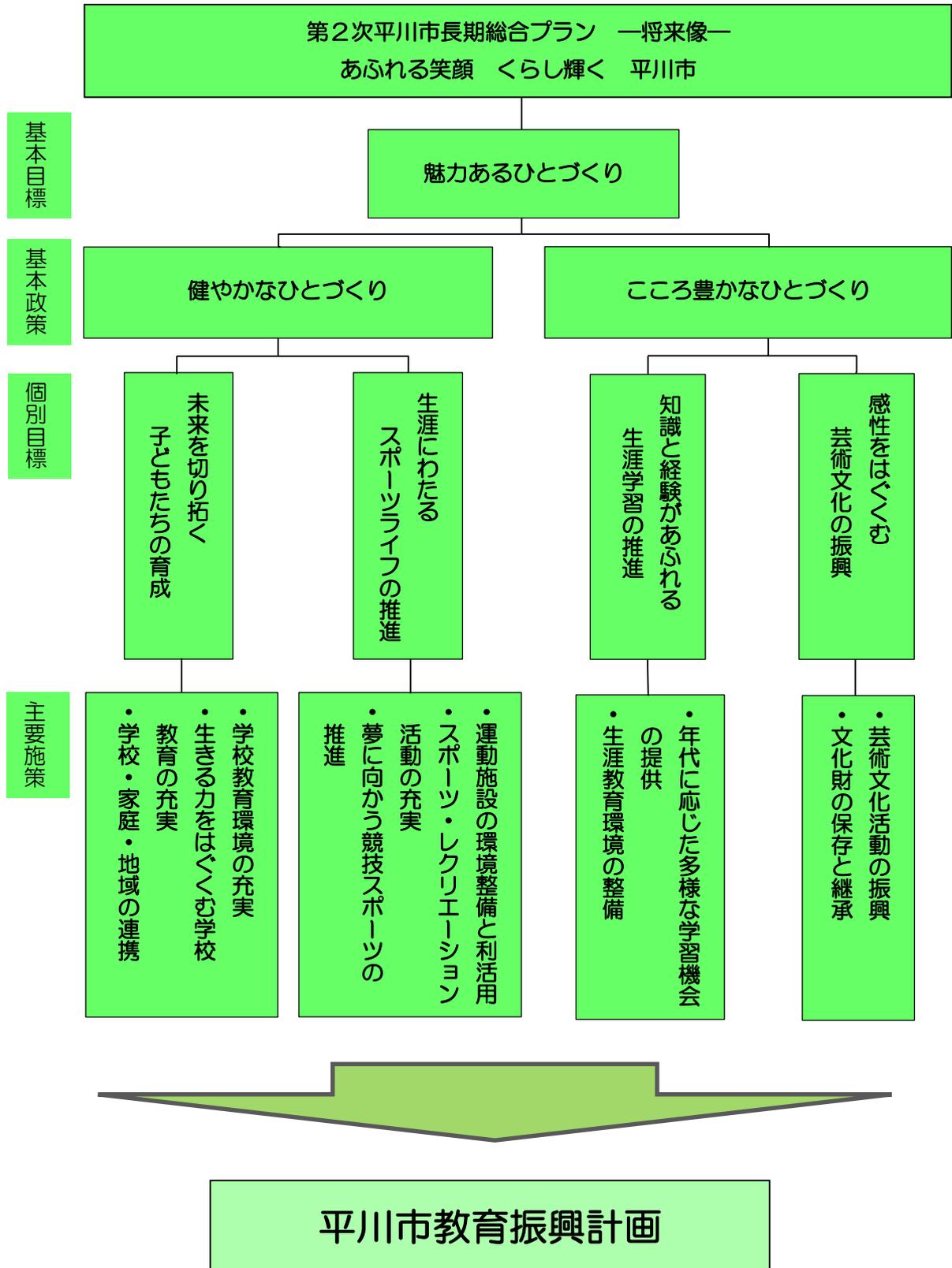
計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

平川市の教育施策の方針

平川市教育委員会は、『あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市』の実現に向けて、未来を切り拓く子どもたちの育成、生涯にわたるスポーツライフの推進、知識と経験があふれる生涯学習の推進、感性をはぐくむ芸術文化の振興に努め、郷土への愛着と誇りを持ち、健やかで、こころ豊かなひとづくりを目指した教育を推進します。

平成29年2月21日決定

第2次平川市長期総合プラン前期基本計画との関係図



1 健やかなひとづくり

(1) 未来を切り拓く子どもたちの育成

①学校教育環境の充実

②生きる力をはぐくむ学校教育の充実

③学校・家庭・地域の連携

(2) 生涯にわたるスポーツライフの推進

①運動施設的环境整備と利活用

②スポーツ・レクリエーション活動の充実

③夢に向かう競技スポーツの推進

2 こころ豊かなひとづくり

(1) 知識と経験がえられる生涯学習の推進

①年代に応じた多様な学習機会の提供

②生涯教育環境の整備

(2) 感性をはぐくむ芸術文化の振興

①芸術文化活動の振興

②文化財の保存と継承

1 健やかなひとづくり

(1) 未来を切り拓く子どもたちの育成

現状と課題

(1) 学校教育施設は経年により老朽化が進み、校舎・屋体の改築や大規模改修工事などの施設整備が必要となっているほか、児童・生徒の将来的な減少により、地域住民の声を聴き、学校統廃合を含めた適正配置を計画的に進める必要があります。

また、ICT教育・学校図書等の教材用備品など、児童・生徒数や学校規模に合わせて計画的に整備する必要があります。

■児童・生徒数の推移

単位：人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	1,758	1,709	1,605	1,591	1,535	1,487
中学校	979	957	956	930	897	851
合計	2,737	2,666	2,561	2,521	2,432	2,338

出典：学校基本調査

- (2) 将来の予測が困難な社会情勢の中、未来を切り拓いていく児童・生徒をはぐくむため、教員一人ひとりの力量の向上やきめ細かな指導の充実が求められます。
- (3) 地域社会の中で、子供たちの豊かな心をはぐくむため、学校・家庭・地域の連携による、地域ぐるみの教育が求められています。

基本方針

(1) 学校教育環境の充実

将来的な児童・生徒の減少により、学校統廃合を含めた教育施設の整備、ICT教育・学校図書の充実に向けた整備を計画的に進め、次代を担う児童・生徒が安全で快適に学べる教育環境の整備に努めます。

(2) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的

に切り拓く児童・生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体をはぐくむ学校教育の推進に努めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域の連携強化により、人間性豊かな子どもたちを育てる地域社会づくりを目指します。



主要政策の体系と方向

① 学校教育環境の充実

(1) 学校教育環境の充実

- ・ 学校教育施設の整備において、国等の補助を活用することを念頭に置き、将来の児童・生徒数を推計し、地域での懇話会開催など住民の声を聞きながら慎重な整備を計画的に推進します。
- ・ 教育の情報化に向け、ICT教育の環境整備に努めます。
- ・ 学校図書整備について、2学校図書館図書標準に則した整備を図ります。

(2) 学校給食の充実

- ・ 児童・生徒数の推移に合わせ、学校給食センターの計画的な施設整備と維持管理を実施します。
- ・ 地元食材を積極的に利用し、安全・安心でおいしい給食を提供します。

② 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

(1) 教職員の資質向上

- ・ 計画的・積極的な学校訪問や研修会開催等に取り組み、教職員の意識改革と指導力の向上を図ります。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携および小学校、中学校の学校間連携の取組みの充実を図り、特色ある教育活動の推進に努めます。

(2) 生きる力をはぐくむ授業の充実

- ・ 校内研修を充実させ、分かる授業づくりを推進するための指導助言を実施します。

- ・ 個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うため、³学習支援員や⁴特別支援教育支援員、⁵通級指導教室の効果的な活用を図ります。
 - ・ 発達段階に応じた勤労観・職業観をはぐくむためのキャリア教育を推進します。
 - ・ 国際化に対応できる人材を育成するため、国際交流事業の充実と⁶外国語指導助手（ALT）、⁷外国語活動支援員の効果的な活用を図ります。
 - ・ 郷土を愛する心と他を思いやる優しい心をはぐくむため、道徳教育を推進します。
 - ・ 心と体の健康づくりや体力の向上を図るため、健康教育を推進します。
- (3) 一人ひとりを大切にする生徒指導の充実
- ・ 子どもたちが豊かな学校生活を送ることができるよう、児童・生徒の状況把握に努めるとともに、⁸適応指導教室や教育相談の充実を図ります。
 - ・ 問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努めるため、家庭や地域、関係機関等との連携を強化します。
 - ・ 各校の⁹いじめ防止基本方針の実効性を高め、いじめ解消率 100%の実現に努めます。

③ 学校・家庭・地域の連携

(1) 学校・家庭・地域の連携強化

- ・ 学校と地域をつなぐ「¹⁰学校支援コーディネーター」の活用を推進します。
- ・ 学校における「家庭教育講座」を開催し、時代に即した家庭教育を推進します。

(2) 学校外教育の推進

- ・ 青少年育成団体の活動支援や国内派遣事業により、児童・生徒の学校外での体験活動の充実に努めます。

期待される効果（注目指標）

■全国学力・学習状況調査（全国正答率を 100 としたときの本市正答率）

	H22		H27		H33	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
国語 A	102	101	110	96	105	100
国語 B	101	100	108	93		
算数（数学） A	102	101	107	91		
算数（数学） B	101	100	104	91		

※ Aは基礎的・基本的な内容を問う問題、Bは活用力を問う問題

出典：全国学力・学習状況調査

(2) 生涯にわたるスポーツライフの推進

現状と課題

- (1) 運動施設は経年劣化に伴う修繕が多く、維持補修経費が嵩んでいるほか、用器具も更新を必要とするものが多くなっています。このことから、各施設の安全・安心に努め維持管理することが課題となっています。
- (2) 趣味の多様化によるスポーツ愛好者の減少、仕事や子育てなどでスポーツに親しむ機会を作れない市民も多いと考えられます。このことから、ライフステージに応じて気軽に参加でき、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりに努める必要があります。
- (3) 年齢や関心等に応じたスポーツ少年団やスポーツクラブがあり、幼児期から高齢者までスポーツに取り組める環境にあります。しかし、競技スポーツとして継続が難しい種目もあることから、新たな指導者の確保と人材育成が急務となっています。

基本方針

- (1) 運動施設の環境整備と利活用
市民が生涯にわたってスポーツに取り組める環境づくりのため、運動施設の総合的な整備および継続的な維持管理に努めるとともに、利用状況や各種大会の情報等を提供するなど効率的な利活用を推進します。
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実
年齢や性別、障がい等を問わず市民の誰もが、年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、各種スポーツ大会・教室を開催するとともに、体育協会、スポーツクラブ、スポーツ推進委員等と連携・協力し、スポーツに親しむことができる環境づくりを図ります。
- (3) 夢に向かう競技スポーツの推進
市民に勇気や感動を与え、子どもたちのスポーツに対する興味や意欲を高めることのできる、全国大会等で活躍できるスポーツ選手の育成に努めます。



主要施策の体系と方向

① 運動施設的环境整備と利活用

(1) 施設管理と利活用の促進

- ・ 施設・設備等の適正管理を行いながら、老朽化に伴う新たな施設の整備を図るとともに長寿命化を図ります。
- ・ スポーツイベントや各種教室等の開催により、運動に取り組む市民の意識の高揚を図りながら施設利用者の増加に努めます。

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

(1) 多様なスポーツ活動の普及促進

- ・ 広報・啓発活動の推進やスポーツ情報の提供を図り、市民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ・ 体育協会等と連携し、生涯スポーツの振興の視点から、世代を超えて気軽に親しめる¹¹ ニュースポーツの普及を推進します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

- ・ 市民の多様なスポーツニーズに応じるため、スポーツ推進委員などの指導者育成・確保に努めます。

(3) 健康づくりのための運動の推進

- ・ 関係部局と協力し、健康づくりのための運動を推進します。

③ 夢に向かう競技スポーツの推進

(1) 全国大会等で活躍できる選手の発掘・育成

- ・ 小中学校やスポーツ少年団等との連携を図り、高い能力を発揮するジュニア選手の発掘、育成、強化のための体制を整備します。

(2) 指導者の育成

- ・ 指導者の養成および資質向上を図るため、専門研修を受講する指導者を支援します。

(3) トップアスリートによる指導、育成強化

- ・ トップアスリートを招いてスポーツ講習会等の開催を図ります。
- ・ 高度な技術に触れることのできるスポーツイベントの誘致を図ります。

期待される効果（注目指標）

■運動施設利用者数

H22	H27	H33
223,458 人	243,136 人	265,000 人

平川市運動施設調べ

2 こころ豊かなひとづくり

(1) 知識と経験があふれる生涯学習の推進

現状と課題

- (1) 時代の変化や情報メディアの発展により、多様な学習機会の提供が求められています。一方、20・30代の青年層については、地域活動や社会教育活動に参加し、将来の地域リーダーとして活躍する人材の育成が求められています。
- (2) 誰もが気軽に利用しやすく、生涯にわたって学習することのできる施設環境が求められています。また、多くの文献や情報を活用し教養を高めるため、生涯学習情報や図書館資料のさらなる充実を図る必要があります。

■図書館利用者数の推移

単位：人

	H23	H24	H25	H26	H27
平賀図書館	27,457	24,508	23,265	21,565	21,360
尾上図書館	11,400	7,986	8,365	7,711	7,618
合計	38,857	32,494	31,630	29,276	28,978

平川市図書館調べ

■図書貸出冊数の推移

単位：冊

	H23	H24	H25	H26	H27
平賀図書館	57,130	65,572	61,132	49,039	49,140
尾上図書館	19,250	18,857	19,515	19,157	19,408
合計	76,380	84,429	80,647	68,196	68,548

平川市図書館調べ

基本方針

- (1) 年代に応じた多様な学習機会の提供
生涯わたって豊かな心をはぐくみ、社会活動への糧とするため、年代や学習ニーズに応じた多様な学習機会の充実を図ります。
また、特に青年層の地域活動については、相互の交流や学習活動を通じて地域を考える人材を育成し、社会活動への参加を促します。
- (2) 生涯学習環境の整備
社会教育施設の機能を有効に活用できるよう、適切な保守や設備更新を行うとともに、生涯学習のための人材リストや図書館資料などの充実を図り、生涯学習環境の整備に努めます。

主要施策の体系と方向

① 年代に応じた多様な学習機会の提供

(1) 教養を高める講座の開催

- ・ 多様化する学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

(2) 青年層の学習参加

- ・ 青年層の学習ニーズや情報収集ツールを調査し、交流と地域参加を促す学習メニューの開発に努めます。
- ・ 各分野で活躍する青年や、社会活動に興味のある青年を発掘し、未来の担い手としての育成や支援を図ります。



② 生涯学習環境の整備

(1) 社会教育施設の整備と利活用

- ・ 社会教育活動の拠点施設を整備し、その活用を推進します。
- ・ 施設の機能を維持し、バリアフリーや安全対策をすすめ、学習者の利便性の向上と施設利用者の増加に努めます。

(2) 生涯学習情報の収集と発信

- ・ これまで実施した講座・事業を整理し、人材リストの構築を図ります。
- ・ 図書システムによる適切な蔵書管理を図り、図書館蔵書の計画的な充実に努めます。
- ・ ICTを活用し、いつでもどこでも学習情報を取出せる環境づくりを推進します。

期待される効果（注目指標）

■生涯学習関連事業（平成の寺子屋）参加者数

H25	H27	H33
247人	252人	350人

生涯学習課調べ

(2) 感性をはぐくむ芸術文化の振興

現状と課題

- (1) 文化センターを中心に、市民の芸術文化活動が盛んに行われています。今後はさらなる活動の活性化と、発表・鑑賞機会の拡大による文化のすそ野の広がりが期待されています。
また、市内在住や出身の芸術家・文化人に関する情報の発信や、展示会の開催などが求められています。
- (2) 市内には国指定をはじめ多数の文化財がありますが、有形の文化財の一部は損傷が進み修復が必要です。また、無形文化財である伝統芸能の多くは後継者不足が顕著であり、活動の継続が危惧される状況にあります。

基本方針

- (1) 芸術文化活動の振興
文化団体のさらなる育成支援と活動の場の提供を行うとともに、様々な芸術鑑賞の機会を提供します。また、市内在住や出身の芸術家・文化人の情報の整理と発信を行い、公演や展示会などにより市内外へ積極的に紹介します。
- (2) 文化財の保存と継承
有形文化財の計画的な修復や保存設備に努めます。また、無形文化財の保存継承のため、支援や発表の場の提供、写真・映像による記録保存に努めます。

主要施策の体系と方向

- ① 芸術文化活動の振興
 - (1) 文化団体の育成支援と活動の場の提供
 - ・ 文化団体の育成を支援し、活動の活性化を図ります。
 - ・ 文化団体との協働により市民文化祭を実施し、内容の充実に努めます。
 - (2) 芸術鑑賞機会の提供
 - ・ 文化ホール等での様々な芸術文化の鑑賞機会を提供します。
 - ・ 学校や地域などで身近に芸術文化に触れられる体験教室や演奏会などの実施に努めます。
 - (3) 芸術家・文化人の紹介
 - ・ 芸術家・文化人および作品の情報を集約し、ホームページなどでの情報発信に努めます。
 - ・ 公演や作品の展示会などにより、市内外への周知を図ります。

② 文化財の保存と継承

(1) 文化財の保護・保存と活用

- ・ 指定文化財の保存整備に対する支援に努めるとともに、計画的かつ効果的な修復を推進します。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地の開発について、計画段階での調整を図り、適切な対応に努めます。
- ・ 収蔵資料等を活用した展示会や見学会、体験学習などの実施に努めます。

(2) 伝統芸能の保存継承

- ・ 保存継承団体を支援し、伝統芸能の記録保存に努めます。
- ・ 伝統芸能の発表の場の提供に努めます。

期待される効果（注目指標）

■文化ホール自主事業参加者数

H25	H27	H33
3,616人	2,543人	4,000人

生涯学習課調べ



用語解説

1 ICT 教育

ICTはInformation and Communication Technologyの略で、情報通信技術の意味。
学校教育において「電子機器や通信機器を使って情報・知識の交流をする」という意味で、ICTを利活用した、または駆使した教育のこと。

2 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めたもの。

3 学習支援員

学力向上を目指して、児童・生徒の学習活動を支援するために小中学校に派遣する人材のこと。

4 特別支援教育支援員

特別な支援を要する児童・生徒の学習及び生活を支援するために小中学校に派遣する人材のこと。

5 通級指導教室

通常の学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室のこと。

6 外国語指導助手（ALT）

ALTはAssistant Language Teacherの略。
日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母国語とする人材のこと。

7 外国語活動支援員

小学校の外国語活動を支援するために小学校に派遣する人材のこと。

8 適応指導教室

長期欠席をしている不登校の児童・生徒を対象に、教育相談や学習支援をしながら在籍校復帰を目標に運営する教室のこと。

9 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針のこと。

10 学校支援コーディネーター

地域住民による学校ボランティア活動を支援するため、希望する小中学校に配置され、学校と地域、ボランティアとの連絡調整やボランティアの募集などの業務を行う人材のこと。

11 ニュースポーツ

誰でも気軽にすぐ楽しむことができることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。軽スポーツ、やわらかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれている。



平川市教育振興計画

- 発行年月 平成29年3月
- 発行 平川市教育委員会
- 編集 平川市教育委員会

〒036-0242 青森県平川市猿賀南田15-1

TEL : 0172-44-1111

FAX : 0172-43-5005

Email : gakkoukyouiku@city.hirakawa.lg.jp